

緊急対応

1. 雇用調整助成金の要件緩和

企業の雇用維持努力への支援を強化するため、雇用調整助成金の支給要件の緩和を本年12月から緊急的に実施する。

<具体的な措置>

- 雇用調整助成金の「生産量要件」の緩和

2. 貧困・困窮者支援の強化

求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにするため、支援策を強化する。

<具体的な措置>

- 実効ある貧困・困窮者支援（「第2のセーフティネット」）の確立
 - (ア)「ワンストップ・サービス・デイ」の実施支援 (イ)ハローワークのワンストップ相談機能の充実 (ウ)「住まい対策」の拡充 (エ)各支援制度の運用改善 (オ)職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討
- 解雇者・多重債務者等への民事法律扶助

3. 新卒者支援の強化

来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒の就職支援を強化し、第2の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにする。

<具体的な措置>

- 新卒者の就職支援態勢の強化
 - (ア)大学等の「就職相談員」の配置促進 (イ)「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員 (ウ)関係機関の連携強化
- 「就活支援キャンペーン」の展開
 - (ア)就職説明会の積極的な開催と周知徹底 (イ)採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速 (ウ)求人拡大への要請
- 未就職卒業者の就職支援の強化
 - (ア)新卒者体験雇用事業の創設 (イ)「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充 (ウ)重点分野での雇用支援

4. 緊急雇用創造の拡充

成長分野を中心とした雇用創造を推進するため、先般策定した「緊急雇用創造プログラム」の拡充を図る。

<具体的な措置>

- 重点分野における雇用の創造
- 地域社会雇用創造事業の創設
 - (ア)社会起業インキュベーション事業
 - (イ)社会的企業人材創出・インターンシップ事業
- 観光立国の実現に向けた施策の推進

5. 保育サービスの拡充等女性の就労支援

女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組む。

<具体的な措置>

- 待機児童解消への取組
- 母子家庭等の在宅就業支援
- 「育児・介護休業トラブル防止指導員（仮称）」の設置

成長戦略への布石

緊急対応として、雇用維持・確保を中心とする「守り」を強化する一方で、「攻め」の取組として、雇用・生活保障システムの確立をはじめ積極的な雇用戦略を展開する。

1. 雇用・生活保障システムの確立

- トランポリン型の「第2のセーフティネット」の確立
- 雇用保険制度の機能強化

2. 「雇用戦略」の本格的な推進

- 1のほか、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、女性・高齢者・障がい者等の労働参加促進や多様な働き方の確保などを内容とする「雇用戦略」の本格的な推進に取り組む。その際、雇用における適切な労働条件の確保に留意する。

「雇用戦略対話」第1回会合：合意（平成21年11月25日）

労働・産業・教育関係者、有識者及び政府関係者は、雇用対策の推進に関して以下の点について合意した。これらの点は、政府における「経済対策」の検討に十分反映していくものとする。

1. 緊急的支援への取組

現下の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、10月23日にとりまとめられた「緊急雇用対策」を関係者一丸となって推進するものとし、特に緊急を要する事項として、以下の取組を強力に進める。

①雇用維持支援の強化

- ・企業による雇用維持を支援する「雇用調整助成金」について「生産量要件」の緩和を本年12月から緊急的に実施する。

②新卒者支援

- ・来春以降の新卒者について、学校・労働・産業関係者が連携して就職支援の強化に取り組むとともに、産業界は採用拡大や新卒一括採用以外の中途・通年採用拡大などに努める。

③貧困・困窮者支援

- ・貧困・困窮者が、年末年始に安心して生活が送れるよう、地方自治体等の協力を得ながら、ワストップ・サービスや住宅確保、生活・就労支援等の実施や制度の周知徹底を図るとともに、地域における恒常的サポート体制の強化、集中化を図る。

2. 「雇用戦略」の本格的な推進

- 当面の対策とともに、成長戦略として、成長分野を中心とする雇用創造や、職業訓練・生活保障によるトランポリン型の「第二セーフティネット」の確立、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、女性・高齢者・障がい者（チャレンジド）等の労働参加促進や多様な働き方の確保などを内容とする「雇用戦略」の本格的な推進に取り組む。その際、雇用における適切な労働条件の確保に留意する。
- 有給休暇や育児休業等の取得促進、労働時間短縮は、ワーク・ライフ・バランス等の観点から、経済・雇用面で大きな効果が期待されることから、政労使一丸となって強力に取り組む。

3. 雇用戦略対話の開催

- 雇用戦略対話をタイムリーに開催するとともに、地域雇用戦略会議との連携を図る。

以上

我が国の雇用情勢は非常に厳しい状況にあり、今後の事態の推移に予断は許されない。鳩山政権が目指す「国民一人ひとりが安全と安心、生きがいを実感できる社会」を実現する上で最も重要な基盤となるのは、雇用の確保である。このため、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むため、「緊急雇用対策」を実施する。

三つの緊急雇用対策の基本視点的

○情勢に即応して「機動的」に対応する

今回の対策では、現下の経済雇用情勢に対応し、急がれる対策を早急に実施する。年末年始にかけての情勢については引き続き細心の注意を払い、推移によっては政治主導により果断に対応する。

○「貧困・困窮者、新卒者への支援」を最優先する

経済雇用情勢の悪化が最も大きく現れる経済的・社会的に弱い立場にある人々（貧困・困窮状態にある求職中の離職者や非正規労働者、女性、来春以降の新卒予定者など）への支援は緊急を要しており、雇用維持努力への支援や中小企業支援とあわせて、最優先課題として全力で取り組む。

○「雇用創造」に本格的に取り組む

内需主導の経済成長を目指す観点から、未来の成長分野として期待される「介護」、「農林」等の分野やNPO、社会的企業が参加した「地域社会雇用」の創造に取り組む。

緊急雇用対策の二本柱

○緊急的な支援措置

①貧困・困窮者支援

今年の年末年始に、求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく安心して生活が送れるようにする。

・実効ある「ワンストップサービス」など支援態勢の強化、「住まい対策」など

②新卒者支援

来春以降の新卒者の就職を支援し、第二の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにする

・「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備、「就活支援キャンペーン（仮称）」の展開など

③雇用維持支援、中小企業支援等

企業の雇用維持努力への支援や中小企業支援等に取り組む

○「緊急雇用創造プログラム」

①3つの重点分野

（介護雇用創造）

「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム等

（グリーン（農林、環境・エネルギー、観光）雇用創造）

「働きながら職業能力を高める」グリーン雇用プログラム、

森林・林業再生の推進

（地域社会雇用創造）

雇用支援分野での「社会的企業の活用」

②雇用創造のための既存施策・予算の活用

「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」の運用改善、「緊急雇用創出事業」の前倒し執行等

対策の進め方

①対策の推進体制

対策の推進にあたっては、労働界・産業界をはじめとする国民各層との対話を積極的に進める。

・「雇用戦略対話（仮称）」の設置 ・「地域雇用戦略会議（仮称）」設置 ・緊急雇用対策本部内の推進チーム設置

②国民への情報提供・広報の徹底

③期待される効果

・今回の対策は、現下の情勢に対応して、既存の施策・予算の活用により、緊急に取りまとめるもの。

・特に、年末年始を視野に入れ、貧困・困窮者や新卒者などの方々への支援に、最優先で取り組み、一人でも多くの方が安心して暮らせることに主眼を置く。

・あわせて、未来の成長分野を見据え、雇用創造への取組みに着手し、これにより当面の雇用下支え・雇用創出の追加的効果として、年度末までに10万人程度が期待される。